

出席停止について

下記の病気で、学校保健法第12条に基づく下記基準によって、他の園児にうつるおそれのある間は登園できないことになっています。

出席停止の期間は、下記の通りですから、医師とご相談のうえ、適当な処置をとったのち下欄の登園許可書をもってから登園させてください。用紙のない場合はお子さんの受け入れは出来ません。また、この期間は、欠席とはみなしません。

- 百日咳 -----特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで。
- 麻疹 -----解熱した後、3日を経過するまで
- 急性灰白髄炎 -----急性期の主要症状が消退するまで
- ウイルス性肝炎 -----主要症状が消退するまで
- 流行性耳下腺炎 (おたふく) -----耳下腺。顎下腺または舌下腺のはれが現れた後5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで。
- 風疹 -----発疹が消失するまで
- 水痘(水ぼうそう) -----すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス) -----主要症状が消退した後、2日を経過するまで
- 髄膜炎菌性髄膜炎 -----医師において感染のおそれがないお認めるまで。
- 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、結核
- その他の伝染病()

☆ 但し、医師が伝染病予防上支障がないと認めたときはこの限りではありません。

- * インフルエンザ -----発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

登園許可証明書は必要ありませんが、発症日等医師から確認し、登園届(インフルエンザ回復届)の提出の必要あり。(別紙参照)

登園許可証明書

組		園児名	
---	--	-----	--

上記の園児の病気(病名)は伝染のおそれがなくなりましたので、登園を許可します。

年 月 日
医師名